

や

ま

く

ら

通信

若者版

～やまぐち・くらしの安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

消費生活トラブル情報

注目!

令和8年4月15日
—第94号—

飲料用ペットボトルへの
移し替えはやめましょう!

相談事例

家族がペットボトルに移し替えた柔軟成分入り洗濯用合成洗剤を誤飲して、化学性肺炎になった。入院が30日以上となり、退院後もADL(日常生活動作)が著しく低下しているため、リハビリを目的とした継続的な治療を行うことになった。



アドバイス

- 飲料用ペットボトルに洗剤や殺虫剤、燃料などを移し替えると色が似ている飲料と区別ができなくなり、移し替えてあることを知らない家族などが誤って飲んでしまう危険があります。
- 飲料用ペットボトルへの洗剤や殺虫剤、燃料などの移し替えは絶対にやめましょう。つめ替え製品や大容量の製品を使用するときは、指定以外の容器には移し替えないでください。
- 身の回りに中身が移し替えられた飲料用ペットボトルがないかを確認し誤飲事故を未然に防ぎましょう。
- 誤飲して症状がある場合や、子どもや高齢者の場合は誤嚥により重篤な化学性肺炎を発症するリスクが高いため、速やかに医療機関を受診してください。



山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

山口県内の大学生・専門学生のみなさん

若者の消費者トラブル防止のために活動してみませんか？

学生消費者リーダー 募集中！

山口県消費生活センターでは、職員と一緒に若者の消費者被害防止のために活動する「学生消費者リーダー」（ボランティア）を募集しています。

消費者トラブル・消費者被害って？

<具体例>

- ・インターネットでお試しのサプリメントを買ったら2回目が届いた…
- ・美容・脱毛エステなどを解約したいが、解約させてもらえない…

活動内容の例

- ・ イベントや出前講座で啓発
- ・ 啓発ラジオ番組への出演
- ・ 啓発グッズ、動画等の制作協力

認定方法

<活動への参加をきっかけに>

- ・ **県消費生活センターが参加を募集する啓発活動への参加**

<消費生活に関して学んで>

- ・ **養成講座の受講**
- ・ **レポート課題を提出（通年募集）**

Q 実際の活動の様子を見たい

Q 申込はどうやればいいの？

詳しくは、ホームページをご覧ください！

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/leader-kiroku/14755.html>



学生消費者リーダーと共同で作成したチラシ（左）、マグネット（右）



188（いやや）マン

消費者ホットライン「188番」

お住いの地域の〒（郵便番号）が

分かる ①
郵便番号(7桁)を入力

分からない ②
お住いの地域を選択
(固定電話の場合のみ)

お住いの地域の相談窓口または
山口県消費生活センター等に繋がります

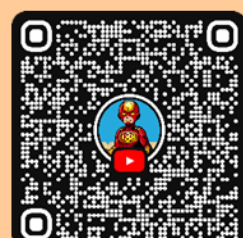
SNSでの情報発信



LINE



X (旧Twitter)



YouTube